

臨床検査業務委託仕様書

1 目的

臨床検査業務委託者である社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院（以下「甲」という）の業務委託契約に基づいて受託者（以下「乙」という）が行う臨床検査業務は、この仕様書によるものとする。

2 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3カ年）

3 業務履行場所

埼玉県鴻巣市八幡田 849 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院

4 業務内容

(1) 検査項目

別紙「検査年間実績一覧」の検査項目について測定を行うこと。なお、資料の年間件数については令和5年度の件数であり、増減する可能性がある。

(2) 検体の集配

- ① 検体の回収は月曜日から土曜日の週6日、16時30分以降とする。
- ② 検査依頼方法はUSBもしくはネットワークを用いることとし、双方協議のうえ、決定する。（細菌検査等の特殊検査は依頼書を使用する）
- ③ 針刺し事故等、甲が緊急で検査を依頼する場合、別途特別集配で検体の回収を行い、翌朝までにFAXまたは電話にて報告すること。
- ④ 専用容器及び伝票は、乙が提供するものとする。
- ⑤ その他、双方協議のうえ決定する。

(3) 検査結果の報告

- ① 結果の報告は月曜日から土曜日の週6回、13時までとする。
- ② 検査結果の報告取得はUSBもしくはネットワークを用いることとし、双方協議のうえ、決定する。なお、報告用紙を必要とする。（細菌検査等の特殊検査は報告書のみ、2枚とする）
- ③ 至急対応の場合、通常集配で検査終了後、速やかにFAXまたは電話で報告すること。

(4) 検査報告までに要する日数

別紙「検査年間実績一覧」を参照とする。

(5) 再外注率

1%未満が望ましい。

(6) ホルター心電図の貸与

当院から依頼があった場合に、ホルター心電図を貸与するものとする。

5 再検査

乙は、甲から検査結果に対し疑義が提起された場合、甲と協議のうえ、必要と認めた場合は再検査を行い、その結果を甲に報告するものとする。

6 検査に関するクレーム

乙は、乙が報告した検査結果等、検査に関して最終依頼者からクレームが発生した場合、甲の要請に応じ、技術的な面から誠意をもって甲に協力するものとする。

7 責任の所在

(1) 6のクレームの結果、甲が最終依頼者に対し損害を賠償することとなった場合、その原因が乙に直接起因する場合には、甲はこれを乙に請求することができるものとする。

(2) 甲が乙に前項の請求をしようとする場合には、損害賠償として最終依頼者に支払う金額について、甲は事前に乙の同意を得るものとする。

8 検体の保存

乙は、甲に検査結果を報告した後、乙の定める一定期間は当該検体を再検査等に備え保存するものとする。

9 精度管理

乙は、検査データの正確性の維持向上を図るため、精度管理の向上に努めること。

10 個人情報保護

(1) 乙は、本件業務の実施に際して知り得た個人情報については厳重に管理し、法令に定めるほか、正当な理由なく第三者に開示、提供しないものとする。

(2) 乙は、前項の義務を履行するため、自己の組織内に個人情報の安全管理に関する責任者を定め、従事者に対する必要かつ適切な監督を行う等、十分な安全管理措置を講じるものとする。

(3) 乙は、個人情報の紛失、漏えい等の発生、もしくはそのおそれのある場合には、直ちに甲に通知し、甲の指示に基づき適切な措置を講じるものとする。

(4) 乙は、乙の故意又は過失により本仕様書の規定に違反して甲に損害を与えたときは、その損害賠償を負うものとする。

(5) 甲は、乙における個人情報の安全管理状況を確認するため、報告を求め検査することができるものとする。

1 1 受託体制の構築

- (1) 乙は、受託体制の構築を令和 7 年 3 月 31 日までに行い、同年 4 月 1 日から支障なく運用できるようにすること。
- (2) 乙の都合により検査システムや医療情報システム等のシステムの改修（マスタや基準値等の変更）が必要になった場合は、乙が責任を持って早急な対応と検証を行うこと。また、そのために発生した甲のシステムの改修に伴う費用は乙の負担とする。
- (3) 前述のシステムの改修に伴う費用含め、受託体制の構築に要する費用は乙の負担とし、甲へ請求する場合には各項目の見積単価に含むこと。
- (4) 受託体制構築準備は、甲の検査システムや医療情報システム等のシステムの稼働に支障なく行うこと。
- (5) 検査項目コードについては、甲の検査システムで利用している現行のコードに変換対応すること。
- (6) 乙は、受託体制構築後は甲の担当検査技師に委託方法等について十分な説明を行い、円滑に委託が行えるよう配慮すること。
- (7) 乙は、受託体制構築に際しては甲の担当検査技師の指示に基づくとともに、運用開始までに同技師の確認を受けること。

1 2 支払方法

- (1) 乙は、甲乙間で取り決めた締日（毎月末日）までの 1 ヶ月分の検査料金及び容器料金を甲に請求し、甲は締日より 90 日以内に当該料金を乙に支払うものとする。
- (2) 乙は、前項の請求にあたり、検査料金及び容器料金の他に消費税額を別途甲より申し受けるものとする。

1 3 契約の改定

本契約の有効期間中に、甲乙いずれかより契約改定の申し入れがあった場合には、双方協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

1 4 契約の解除

甲がその責めに帰すべき事由により本契約に違反したときは、乙は何らの通知催告を要しないで本契約を即時解除することができるものとし、甲は期限の利益を失うものとする。

1 5 疑義等

本仕様書の各項に関し疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、甲乙互譲協調の精神に基づき、誠意をもって協議し解決するものとする。

以上